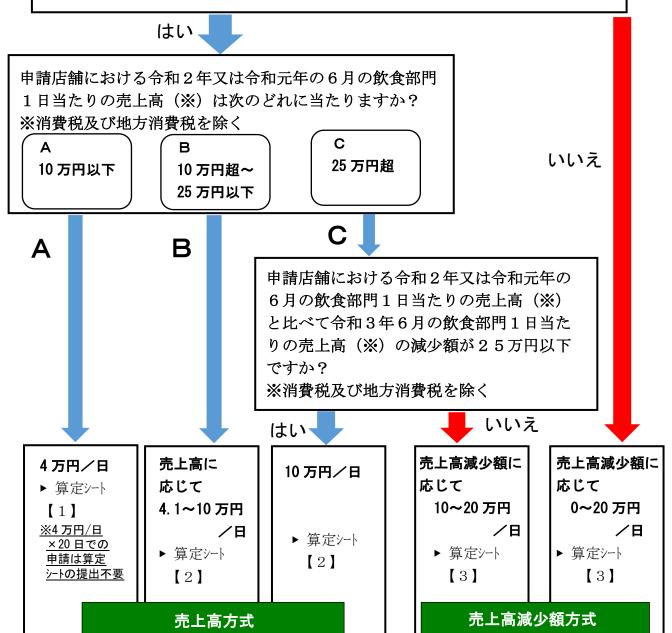
協力金支給額算定方式 フローチャート

中小企業等(下記参照)に該当しますか?



●中小企業等の範囲

業種	中小企業者の要件(次のいずれか)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者(会社・個人事業主)(上表)及び会社法(平成 17 年 法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する会社以外のもの(その他の法人※)で主たる事業に応じ、常時使用する従業員数が中小企業基本 法第 2 条第 1 項各号に規定する基準(上表参照)以下のもの。ただし、みなし大企業を除く。

※:一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合等 (上表の従業員数の基準以下の法人です)